

調査表の記入にあたっての留意事項

担当者の皆様へ

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

全国町村監査委員協議会では、監査制度の充実強化に供し、各町村等の参考に資するため、今年も「町村等監査委員に関する実態調査」を実施します。

調査につきまして、各町村等皆様の格別の御協力をお願いします。

以下は、調査の記入に際しての注意事項になりますので、記入の前に必ずお読みいただくようお願い申し上げます。

全国町村監査委員協議会

※市町村合併により新設された町村は、平成25年4月1日現在で回答できる項目のみを記入してください。

1 監査委員調

注1 識見の監査委員を2人以上置いている場合は、この欄に記入。

注2 年齢は、平成25年4月1日現在の満年齢を記入。

注3 在職年数は、監査委員としての通算在職年数を記入。（平成25年4月1日就任は1カ月在職として算入）

注4 職業別分類は、おおむね次の区分により記入。

○農 林 業・・・農業、林業、狩猟業等

○水 産 業・・・漁業、水産養殖業等

○商 業・・・各種卸小売業、飲食店業、金融・保険業、不動産業等

○工 業・・・各種製造業、出版・印刷業等

○土木建築業・・・各種土木建設、設備工事等

○鉱 業・・・石炭・亜鉛・金属等各種鉱業、採石・じゃり採取業等

○サービス業・・・旅館、理容、浴場、各種娯楽施設、各種修理業等

○運輸通信業・・・各種運送業、倉庫業等

※ 以上の8業種は、個人自営の場合について記入。

○会社役職員・・・会社役員、会社勤務者（会社の業種にかかわらず）

○団体役職員・・・政党・経済団体（農協、漁協等）文化団体等の役員、職員等

○弁 護 士

○公認会計士

○税 理 士

○無 職

○そ の 他・・・以上の各業種にあてはまらない業種、分類不能の業種について記入。

注5 公務員歴には、監査委員に就任する以前に一般職、特別職に就いていた場合の最終職名を記入。

（例）副町村長、会計管理者、総務課長、議員、県庁職員、教職員 等

注6 監査委員が常勤の場合（法第196条第4項）は、「常勤」欄に○を記入。

2 監査委員補助職員調

注1 現在数は、実際に監査委員に関する職務に従事している職員数を記入。

注2 在職年数は、監査職員としての在職年数（通算）を記入。

（平成25年4月1日着任は1カ月在職として算入）

注3 事務局設置欄は、設置の有無及び設置根拠を記入（該当に○印）する。

3 監査委員費調

注1 職員給与費は、給料、職員手当等及び共済費の合計を記入。

5 平成24年度監査所要日数調

各項目を同時に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に記入。（延べ日数で算出。）

例 1日に定期監査と行政監査と指定金融機関の監査を行った場合も、それぞれの項目に1日を算入。

各項目の監査所要日数は1日以上として記入。（半日だけ行った場合でも1日とする。）

注1 定期監査の回数は、実施時期の回数ではなく、監査対象を全て行った場合を1回とする。

注2 随時検査は、制度としてはないが、実際に行った場合、記入。

注3 決算審査の件数は、審査した決算の合計件数を記入。

注4 財政健全化法による監査は、会計の数を記入。

6 監査委員活動日数調

注1 各項目を同時に行った場合は、所要日数をそれぞれの項目にも記入。

例えば、研修会と公共団体等への会合出席が同日であった場合、それぞれの項目に日数を記入。

前表の監査所要日数調の合計欄の数値を識見・議選委員別に分け転記。

注2 議員選出監査委員の議会出席の本会議欄は、法第121条による説明員として出席した場合のみの日数を記入。委員会欄は、監査委員として出席要求があり、出席した日数を記入。

注3 その他の欄は、各項目のほか広く監査委員の職務として用務を行った日数を記入。

7 監査基準制定の有・無、監査年間計画作成等調

注1 工事監査等の外部委託は、法第252条の27による外部監査契約ではなく、制度としてはないが、直接請求による監査、議会の要求による監査及び定期監査等を行うについて、監査の性質上、土木、建築等の専門的知識が必要な場合に当該工事の調査等を民間団体等に対し外部委託している場合、記入。（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

9 議選監査委員の人選方法調

監査委員の選任は、長の権限であるが（法第196条第1項）、人選の具体的方法を調べるもの。

10 審査手続に関する調

監査委員は必要と認めるときは、学識経験者等から意見聴取できるが（法第199条第8項）、貴町村で意見を聴取した場合、○印。

住民監査請求監査において、請求人の陳述の聴取又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、監査委員は必要と認めるときは、これらの者を立ち合わせることができるが（法第242条第7項）、貴町村で立ち合わせた場合、○印。

(参考)

5 平成24年度監査所要日数調

◎監査項目一覧 (法は地方自治法の略号である。)

定期監査 → 法第199条第4項の規定による監査
(毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて行う監査)

随時監査 → 法第199条第5項の規定による監査
(監査委員が必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施する監査)

補助団体等の監査 → 法第199条第7項の規定による監査
(財政援助を与えている団体、出資・支払保証団体、信託の受託者及び公の施設の管理受託者に対し、監査委員が必要があると認めるとき、又は町村長の要求に基づき、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行について実施する監査)

行政監査 → 法第199条第2項の規定による監査
(監査委員が必要があると認めるとき、町村の事務の執行について実施する監査)

例月出納検査 → 法第235条の2第1項の規定による検査
(町村の現金の出納事務について、毎月期日を定めて行う検査)

随時検査 → 制度としてはないが、監査委員が必要があると認めるとき、例月出納検査に準じて実施する検査

直接請求による監査 → 法第75条の規定による監査

議会の要求による監査 → 法第98条第2項の規定による監査

請願措置の監査 → 法第125条の規定による監査
(議会が採択した請願のうち、監査委員において監査することにより措置することが適当と認められたものについて実施する監査)

長の要求による監査 → 法第199条第6項の規定による監査
(町村長の要求に基づく監査)

共同設置機関の監査 → 法第252条の11第4項の規定による監査
(共同設置機関の行う町村の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について実施する監査)

決算審査 → 法第233条第2項又は地方公営企業法第30条第2項の規定による審査
(決算その他関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営について実施する審査)

指定金融機関等の監査 → 法第235条の2第2項又は地方公営企業法第27条の2第1項の規定による監査
(指定金融機関等に対し、監査委員が必要があると認めるとき、又は町村長等の要求に基づき、公金の収納又は支払の事務について実施する監査)

基金運用状況審査 → 法第241条第5項の規定による審査

住民監査請求による監査 → 法第242条の規定による監査

職員の賠償責任による監査 → 法第243条の2第3項又は地方公営企業法第34条の規定による監査
(町村長等の要求に基づき、職員の賠償責任について実施する監査)

財政健全化法による監査 → 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条並びに第26条の規定による監査

町村等監査委員に関する実態調査表

都道
府県

郡

町村・広域連合
一部事務組合

ご担当者名

ご連絡先 TEL

1 監査委員調（平成25年4月1日現在）

	氏名	年齢 (注2)	通算在職年数 (注3)	職業 (注4)	公務員歴 (注5)	常勤 (注6)
識見		歳	年 月			
	(注1)	歳	年 月			
議選		歳	年 月			

2 監査委員補助職員調（平成25年4月1日現在）

定数 (条例)	現在数 (注1)	専任		兼任			事務局設置 (注2) 有・無 設置根拠 (1) 条例 (2) 規程 (3) その他 ()
		職名	通算在職年数 (注2)	専任職名	所属課名	通算在職年数 (注3)	
人	人		年 月			年 月	

3 監査委員費調（平成25年度当初予算）

(単位：千円)

報酬	職員給与費 (注1)	旅費	需用費	備品購入費	負担金・補助及び交付金	その他 (具体名を記入してください)	計

4 監査委員報酬、費用弁償調（平成25年度当初予算）

（単位：円）

報 酬		費 用 弁 償		
支 給 区 分 (該当に○印)	識 見	議 選	町(村) 内 (該当に○印)	町(村) 外 (該当に○印)
1 年 額				
2 月 額			有 無	有 無
3 日 額	円	円		

5 平成24年度監査所要日数調（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

事 項	一 般 監 査				出 納 検 査		特 別 監 査		
	定期監査 (注1)	随時監査	補助団体 等の監査	行政監査	例月現金 出納検査	随 時 検 査 (注2)	直 接 請 求 に よ る 監 査	議 会 の 要 求 に よ る 監 査	請 願 措 置 の 監 査
回・件数	回	回	回	回	回	回	件	件	件
所要日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日

特 別 監 査		決 算 審 査 (注3)	指 定 金 融 機 関 等 の 監 査	基 金 運 用 状 況 審 査	住 民 監 査 請 求 に よ る 監 査	職 員 の 賠 償 責 任 に よ る 監 査	財 政 健 全 化 法 に よ る 監 査 (注4)	そ の 他	計	
長 の 要 求 に よ る 監 査	共 同 設 置 機 関 の 監 査								件	件
件	件	件	件	件	件	件	件	件	回	件
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

6 監査委員活動日数調（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

事 項	監査所要 日 数 (注1)	庶務処理等 登庁日数	議 会 出 席 (注2)		視 察 ・ 研 修 会	公共団体 等 へ の 会 合 出 席	そ の 他 (注3)		合 計
			本 会 議	委 員 会				具体名を記入	
識 見	日	日	日	日	日	日	日		日
議 選	日	日	日	日	日	日	日		日

7 監査基準制定の有・無、監査年間計画作成等調（該当に○印）

監査基準		監査規程		庶務規程		公印規程		専用事務室		平成25年度 監査計画		工事監査等の 外部委託(注1)	
有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無

8 議会・住民に対する監査結果の報告方法調（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

（該当に○印、重複回答可）

議 会 へ の 報 告	住 民 へ の 報 告
(1) 文書のみで報告	有 ・ 無
(2) 識見委員が文書と併せて口頭で報告	有の場合
(3) 議選委員が文書と併せて口頭で報告	(1) 議会広報 (4) ホームページ
(4) その他 ()	(2) 町(村)広報 (5) その他
	(3) 掲 示 板 ()

9 議選監査委員の人選方法調（平成25年4月1日在職者）（該当に○印）

議 会 に 一 任	長と議会で相談	長限りで決めた

10 監査手続に関する調（平成24年4月1日～平成25年3月31日）（該当に○印）

- ① 学識経験者等からの意見聴取（法第199条第8項） ②監査への立会い（法第242条第7項）

学識経験者等からの 意見聴取の有無
有 無

監査への立会いの有無
有 無

11 外部監査に関する調（平成25年4月1日現在）（該当に○印）

外部監査に係る 条例制定の有無	
有	無

「有」の場合は、以下に記載してください。

① 包括外部監査（法第252条の27第2項）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

包括外部監査の実績			監査対象事項
契約の相手方 (該当に○印)	契約金額	監査所要日数	
①弁護士 ②公認会計士 ③税理士 ④政令で定める識見を有する者	円	日	

② 個別外部監査（法第252条の27第3項）（平成24年4月1日～平成25年3月31日）

個別外部監査の実績			監査対象事項
契約の相手方 (該当に○印)	契約金額	監査所要日数	
①弁護士 ②公認会計士 ③税理士 ④政令で定める識見を有する者	円	日	

12 事務局の共同設置に関する調（法第252条の7）（平成25年4月1日現在）（該当に○印）

監査委員事務局 共同設置の有無
有 無